

平成23年第2回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成23年6月21日 午前10:00

○散 会 午前11:42

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐 々 木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

13 番 佐 藤 昇

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 讓
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 舘 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎

生涯学習課長	菅原	一	スポーツ振興課長	菅原	正光
選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長	三浦	永寿	農業委員会事務局長	永井	甚誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	伊藤	正	議会事務局次長	畠山	靖男
--------	----	---	---------	----	----

平成23年第2回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成23年6月21日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回潟上市議会定例会を再開します。

なお、13番佐藤 昇議員から所用のため欠席の届けが出ております。

また、教育委員会の鎌田教育部長は、病気治療のため、本日は欠席されております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりですので、日程どおり一般質問を行いたいと思います。

10番。

○10番（佐藤義久） 一般席、質問席に立つ前に発言をお許しいただきたいと思います。

昨日、冒頭の私の一般質問の通告書の誤記入もありまして、そのあり方について疑義がありました。新しい議会でも踏襲するとしているやに伺いました。私は存在することも忘れていましたので、ご指導いただければと残念であります。

議長にお願いであります。今日は最初の質問者として指名されております。通告にない発言はさせないとの昨日のことでありましたが、傍聴の方も見えております。皆さんにごあいさつの前の文の朗読のお許しいただけないものでしょうか。ご許可いただければ幸いです。いかがですか。

○議長（千田正英） 昨日ですね、趣意書に従って一般質問の回答を当局の方から得たいと思いますので、このまま議事を進行したいと思います。17番。

○17番（堀井克見） 答えになってない。

○議長（千田正英） 趣意書にないあいさつとかそういうものは、結構です。関連があるものは行っても構いません。

#### 【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） それでは、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、10番佐藤義久議員、14番藤原典男議員、5番菅原理恵子議員の順序に行います。

10番佐藤義久議員の発言を許します。

○10番（佐藤義久） 10番佐藤義久です。おはようございます。傍聴の皆様には、早朝

より御苦労さまです。

私は防災に関してと新庁舎に関して、14点について市長の所信をお伺い致すものであります。さらに、このたびの一般質問の機会をいただきました議会に対し、まずもって御礼と感謝を申し上げるものであります。

はじめに、震災を教訓に潟上市がどのように取り組むかお伺いするものであります。防災に関して。

地震や津波発生の初動警告は、防災無線と認識しております。ところが、この無線、私だけのところだけと思いきや、ほとんどのところが聞こえない、こだまして聞き取れないなどと、このたびの議会の報告会でも、何でもかんでも無線を使い、災害の伝言・伝達にも危機感が薄れているようだとの発言もありました。私はこの放送が鮮明で判別できれば、可能な限り利用すべきものであり、必要なことと思う一人であります。

1点め、防災無線は難聴、この解消・対策についてのお答えは。

2点め、一般家庭に受信機の設備を考えられないでしょうか。

3点め、携帯電話の番号を市に登録した方に一斉送信メールの考えをしてはどうでしょうか。

また、4点め、地震・津波に対する対策は、未曾有の災害に未然防止の認識は。5月26日訓練された3,600人対象、東湖小学校、総合体育館を避難場所として行ったようですが、低い土地で何か首をかしげる訓練に思えた。避難場所に指定するには疑問に思うが、このご所見はいかがでしょうか。

5点め、三陸を教訓に湾岸道路や森を兼ねた築堤、堤防を築くなどの考えはありますか。

6点め、上水道の非常電源装備の設置計画は、についてお伺いするものであります。

質問項目の2点めですが、新庁舎建設に関連して、1点め、新庁舎建設の場合の光熱費の予測される歳出金額は幾らと見込んでおられますか。そして、暖冷房の設備機器はどんなものを計画し、これを稼働する方法は何を考えておられ、議員が発言した分庁方式と本庁方式で経費が5,000万円の節約になるか、否定も肯定もしておりませんでした。どうなのか明確なお答えをお伺い致すものであります。

さらに4点め、先の住民投票に市長自身前向きでなかったが、市長の意見書は住民の権利を否定したもの。また、署名活動の数で区域、地域で市民を区別、差別したもの、この見解はいかがでしょうか。

次に、合併時点での地区別借金にこだわるのはどんなわけか、ご所見をお聞かせください。

6点め、市は一体、市民の心情を逆なですて、あえて地区別を重視して判断するご所見はどんなものか。

さらに7点め、現庁舎活用検討委員会、庁舎建設候補地選定委員会、2つの委員会の選任選考の方法と会議の持ち方についてご所見をお伺い致したい。

最後に8点め、クリーンセンターの改修については、修加企業をオープンにプレゼンテーションをして決定すべきと提案し、議員も聴講できるプレゼンを望み、進言しますが、ご所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） おはようございます。

10番佐藤義久議員の一般質問の1つめの防災関係についてお答え致します。

ご質問の防災無線の難聴解消対策につきましては、18番藤原幸雄議員にもお答えしておりますが、現在、難聴地域の防災行政無線の屋外拡声子局のスピーカーの方向調整を実施しております。調整後の難聴地域を再調査し、さらに難聴が発生する場合はスピーカーの増設及び屋外拡声子局増設で緊急放送時の難聴地域の解消を図ってまいります。

また、放送内容を確認できるテレホンサービスを実施しておりますが、まだ知らない住民もおりますので、市広報で住民へ周知を図ってまいります。

ご質問の一般家庭に受信機の設置につきましては、防災無線の難聴解消対策にも関連がありますが、難聴地域がなくなれば必要ないと考えております。

個別受信機のメリットは、確実に受信機の前では聞こえることですが、また一方のデメリットとして、設置した部屋にいないと聞こえないということでもあります。また、機器の設置費も非常に高額で、1台設置するのに約13万円ほどかかります。

なお、難聴対策最後の取り組みとして難聴宅への設置を検討してまいります。

携帯電話を市に登録した方に一斉送信メールの考えにつきましては、国から発信される地震情報や気象情報等を受信できる全国瞬時警報システム、これをジェイアラートとありますが、これが本年の4月1日から本市でも運用されています。この情報を携帯およびパソコンのメール機能を利用し配信するシステムの構築に向け、デモ等を実施し、大規模停電時でも使用できるかなどについて検証し、実施に向け検討していきたいと考

えております。

5月26日の防災訓練で津波に対する避難場所を東湖小学校、総合体育館に指定するのは疑問との質問につきましては、6月10日NHKの放送の際にも指摘されております。

今回の津波避難訓練で指定した東湖小学校グラウンドおよび総合体育館駐車場は、訓練のためあくまで仮設定した場所でありまして、実際の災害が発生した場合にはこの建物の中の2階、3階などの高い部分に避難するよう指導しております。

今年度作成予定の津波ハザードマップには、海拔と避難所の高さを明示し、避難に役立てたいと考えております。

訓練を行った本郷地区、江川地区には高台がなく、津波から避難できる丈夫な高い建物は東湖小学校、天王総合体育館、天王小学校および天王中学校であり、今回指定した東湖小学校の2階部分で海拔約10m、3階部分で約15m、総合体育館の2階で海拔約11mとなっております。

地域住民に今まであった「津波の被害はない」との意識を「津波から命を守るには避難」という住民の意識改革が今回の訓練の一番の目的としております。

三陸を教訓に湾岸道路や森を兼ねた築堤などの考えにつきましては、膨大な予算も伴いますので、国や県と協議を重ねながら最良の被害防止策の構築を図ってまいります。

上水道の非常電源設備の設置計画につきましては、昭和・飯田川地区の自家発電は大郷守浄水場と町後送水ポンプ場で約1億1,000万もの多額の費用を必要とすることから、補助金等の財政支援の有無について調査しているところであり、また、町後送水ポンプ場の自家発電設備の設置場所等検討しており、早急に結論づけたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 10番の佐藤義久議員の新庁舎建設に関連しての一般質問にお答え申し上げたいと存じます。

まず、1点めの新庁舎の光熱水費の見込みと2点めの暖冷房機器については関連がございますので、あわせてお答え致します。

新庁舎建設基本構想にもありますが、新庁舎建設後の光熱水費については、建物の構造や各種設備の機能と設備の多寡、照明や事務機器等の省エネルギー対策や自然採光、太陽光発電や夜間電力等の利用や導入などにより費用は異なってまいります。財政的にも現在の3庁舎にかかる経費を設計の中で節減できるよう努めていく必要がございます。

す。

具体的には、庁舎建設用地が決定されてから省エネ、低コストな建物設計を基本とした設計ディテールによって試算されることとなります。

3点めの、議員発言から分庁方式と本庁方式で経費が5,000万円の節減になるかを否定も肯定もしていないとのご質問についてですが、いつどなたが発言したか確認できませんので、この点については答弁を差し控えたいと思います。

次に、先の住民投票に市長自身前向きでなかったが、市長の意見書は住民の権利を否定したもの、また、署名活動の数で区域、地域で市民を区別・差別したもの、この見解は、というご質問にお答え致します。

先の定例会で住民投票条例を提案した際に付した意見書にあるとおり、この条例案を直接請求制度によって請求された皆さんの有効署名数が法定数を越えた事実を厳粛に受けとめておりますし、その条例制定請求に当たり、法に基づく住民の権利を行使されましたことを十分認識しております。しかし、庁舎建設に関しましては、これまで市議会に諮り議論していただくとともに、自治会長会議でも報告をするなどして慎重に時間をかけて取り組んできたところでございます。それゆえに条例制定の必要はないとの判断に至っているものでございます。

また、旧町ごとの署名数につきましては、同案の審議の中で議員のご質問に率直にお答えしたものでございまして、地域で市民を区別・差別したものではございません。

次に、5点めの合併時点での地区別起債額と6点めの地区別を重視して判断するのかがとのご質問でございますが、市広報の「潟上市役所新庁舎建設」のコーナーで、「財政健全化に向けた市の取り組み」として、行財政改革と借入金の返済、課題解決に向けた取り組みの3点についてご紹介しております。この広報の内容については、借入金の返済のところでは、「事務事業の効率化などによる歳出の削減と同時に、旧町時代から引き継いだ借入金の削減にも積極的に取り組んでいる」とありますように、合併前に旧町において確認された起債残高を現在に置き換えて具体的に削減額を紹介し、今後の庁舎建設に当たっては、健全な財政運営を維持できることをお知らせしたものでございます。

また、旧町別に人口1人当たりの残高については、旧町から引き継いだ市債の1人当たり残高がどの程度減ったかを市民の皆様にお知らせしたものでございます。

合併協定書では、財産の取り扱いについて「3町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする」としており、地方債現在高や債務負担行為の残高に

については、すべて明示した経緯があります。庁舎建設およびその経費については、常に重要性を認識し、議会の庁舎建設調査検討特別委員会においても、庁舎建設に当たっては、庁舎建設基金とともに合併特例債を活用できる今が好機であり、財政運営に大きな影響力を与えることなく庁舎建設が可能であるとの説明と、これまでの行政運営により、その建設の可能性と建設後の財政の安定性をお知らせしたものでございます。

次に、7点めの庁舎活用検討委員会と庁舎建設用地選定委員会の委員の選任と会議の持ち方のご質問についてでございますが、平成23年1月に開催された市議会第1回臨時会において、庁舎建設候補地の用地等調査に係る補正予算額が修正動議により修正となりました。修正動議の大きな理由は、第三者機関を設けて市民の意見を聞く必要があるとのご指摘があり、新庁舎候補地選定委員会を設ける運びとなったものでございます。

委員会は、団体代表者として自治会や婦人会などの市民13人の方々から構成いただいております。新庁舎候補地選定方針に従い、市民として候補地の選定に寄せる率直な想いを委員提案として、市提案の候補地A・B・Cも含め検討いただいているところでございます。

会議の持ち方としては、委員長が中心となり、委員会が自主的に運営しております。

なお、「現庁舎等利活用検討委員会」については、新庁舎候補地選定委員会の検討結果の報告が終わってから取り組んでまいりたいと考えております。

新庁舎建設に関連した質問の中に、クリーンセンターの改修についても述べられておりますが、行政報告の中でも申し上げましたとおり、現在、長寿命化計画を策定中でございます。あわせて発注仕様書も作成することとなっておりますので、その内容については、12月中に議員の皆様にご説明できるものと考えております。なお、発注方法等については、今後、詳細に検討して決定する予定としております。

以上で終わります。

○議長（千田正英） 10番、再質問ありますか。

○10番（佐藤義久） まずはじめの再質問ですが、避難場所の訓練されたところと根部長さんから言われましたけれども、岩手県の大川小学校の児童がかなりの数、亡くなられましたが、訓練があつた場所であつた。みないつも訓練だからということでそこへ集まったのが災いしたという結果も出ております。これについては再検討をしてみてください。

それで、ご提案ですけれども、高台がない、特に江川地区や本郷、曲町といいますか、

二田、低地のところに早急に私ご提案するのは、町内の集会所に3階建てぐらいの屋上の備えた鉄筋コンクリート造のものを築造計画されてはいかがでしょうか。躯体だけなら予算も少なくて済むし、後々いろいろな活用もできると思っております。何よりも一時避難に有効かつ安心ができるものと思いますが、この点についていかがでしょうか。

2点めですが、新庁舎に関連してであります。

署名活動をした方たちは、市職員の家庭、市の事業を受託している企業、関連の企業などと特に天王地区の住民には、いかに投票を求めるためのものというものの、天王地区からは支持激励の電話たくさん入っていたそうですが、署名に何色を示したそうで、法定数を越えた段階で、あえて署名を求めなかったと話しておりました。この点申し添えておきたいと思っております。

それから、市の広報でも合併6年めにしてであります、先の議会報告会でも言われておりますが、市民からのご意見で、3町という言葉を使わないでほしいとの言葉もありました。全く同感でありまして、これは差別・区別のところでもう一回お答えいただければなと思っております。

それから、同じように差別・区別の欄になりますけれども、行政報告でも死者、行方不明者が2万4,000人と、旧天王町の人口を超えるほどの大惨事と比喻しております。飯田川・昭和を入れないからひがんで言っているわけではございません。市全体の人口、この半分を超えるというような言い表し方ができなかったのでしょうか。随所にこのような念頭がない、私ども昭和・飯田川地区が念頭がないから言われるのか、こうしたもののご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 10番佐藤議員の一般質問の再質問にお答えします。

1点めの、これは提案であります。避難所を各集会ごとに3階建てのものを作ったらいかがですかという、誠に結構な提案だと思いますが、果たして今、潟上市内では141カ所ですか、集落があります。それにかかる幾らということになると、相当の財政も必要と、これは検討事項にしたいと思っております。

それから2番めの差別・区別ですが、私は絶対全然そういう差別・区別はありません。むしろ10番さんがそう思ってるんですか。それは見解の相違に尽きましよう。

それから、それも含めて死者・行方不明者が2万4,000人ということで、それが旧天王町の人口、それは私の言いたいのは、それだけ大惨事だということを申し上げたとお

りで、昭和・飯田川を全く区別する気持ちは毛頭ありません。

○議長（千田正英） 10番、再々質問ありますか。

○10番（佐藤義久） お答えありがとうございました。今後、随所にそういう言い回しには配慮していただきたいなと思います。

それから、集会所に避難場所と言いますと、市長さん、二田方面とか私心配しているのは江川方面だとか本郷方面だとか、5mぐらいの低地のところだけでも早急にやっただらいかがでしょうかと、皆さん安心するんじゃないかと。それこそ昭和・飯田川地区は、ほとんど必要ないかなというぐらいだと思いますし、ただ、昭和32年の伊勢湾台風のあおり風で、まだ干拓されてないときに、私飯田川町で住んでおりましたけれども、あの飯塚から大久保までの間の線路、たぶたぶまで水きてました。たぶん大久保地区は、大久保小学校周辺だとか、みな水が上がったと思います。天王地区はどの辺まで来たかよくわかりませんが、聞くとところによると大崎の墓地のあるところまで来たという話も聞いたことがありますけど、そういうその避難場所として遠いと、昨日の藤原議員の発言から引用して申し訳ないんですが、高齢で逃げ走って避難場所まで行けない人は家におったということもありますので、そこは大したこと、3、4カ所、5カ所という感じでいいのではないかと思いますので、ご提案したところです。

以上で終わります。

○議長（千田正英） 要望でよろしいですか。

○10番（佐藤義久） はい、いいです。

○議長（千田正英） これをもって10番佐藤義久議員の質問を終わります。

次に、14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

6月議会を準備されました市長はじめ市の職員の皆さん、本当に御苦労さまでございます。そしてまた、朝早くから傍聴に駆けつけられました住民の皆さん、市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

私は3点にわたり質問致しますけれども、先の3月11日に起きました東日本大震災により犠牲となられた皆様、被災を受けられた皆様、そしてその影響を受けた福島第一原発がいまだ収束の目処が立たず、避難を余儀なくされている皆様に対し、衷心よりお見舞い申し上げますとともに早期の復興を願うものです。そして、本県および本市に避難されております皆様の今後の生活再建も願うものです。

また、この間、被災地に出向き、救援と復興に具体的に貢献されてきました多くの職員の皆さんの労苦をねぎらうものでございます。今後もあらゆる形で復興支援は続くと思いますが、「日本はひとつ、がんばれ東北」の声をかけ続けていくことが大切だと思います。

私は第一に、本市における今後の防災対策について質問致したいと思います。

今回の東日本大震災を受けて、どのような教訓やら、今後必要と思われる施策をお考えなのか伺いたいと思います。

災害対策の基本は、災害から国民、住民の命を守ること、これは災害対策基本法にもその目的、第1条に明記された最優先の課題です。一般に災害とは、不特定多数の人が被る予期しない被害で、被害者に自己責任を問えない場合を意味するようです。ですから歴史的に見ると、その対応は災害発生時に被災者を救援することから始まります。しかしその後、調査原因の究明が進み、そのメカニズムや原因が明らかになり、科学技術の発展に伴って再びそのような被害が発生しないようにする予防対策が重要な課題となってきました。現在では災害対策とは事前の予防、事後の応急、復旧、復興の一連の対応を示すものとされ、災害基本法でもそのように使われております。事前の予防が進めば被害が少なくなり、事後の対策も軽減されます。たとえ災害が発生したとしても、救援・復旧対策が減り、復興も早くできます。その意味で事前の予防は重要です。災害発生の契機や起因には自然的要因と人為的要因があり、予防対策は区別して進めなければならないと思います。自然災害は地震による建物の崩壊や津波、台風による強風や豪雨による洪水、土砂崩れ、落雷、噴火など様々ですが、日本は過去何度にもわたる被害の結果、対策も十分研究されてきました。災害の様相、程度はその地域の自然条件・社会的条件により異なり、都市と農村、地質や地形、地盤の違いなどにより地域に応じて必要となってきます。今、県、そして多くの自治体は、津波ハザードマップの見直し作業を進めようとしており、本市においても今定例会へハザードマップ見直しのための予算が計上されているところですが、随時、出来上がり次第に市民にお知らせしていくべきだと思います。

私は、災害はたいていの場合、停電が伴うものが多いというのが特徴だと思います。そして今回の停電に対する東北電力の対応にも少し不満もあります。住民に対し、何の説明もないからです。いつ頃に電力が復旧するのか、大体の目処は教えるべきではないかと思います。また、復旧の度合いが地域差があるようにも聞いておりますが、行政当

局としても、いつ頃電力が回復するのかを東北電力から情報を入手し、市民に知らせ、安心してもらうことも大事な事柄と思われませんが、その後、市当局はこの電力回復に関することで東北電力と何らかの話し合いを行ったのかどうか伺いたいと思います。

現代の都市は、電気、ガス、水道、道路、鉄道などライフラインに依拠し、有機的に構成された住民は、そのシステムの中で施設・機材に頼って生活しております。今回の地震の影響で本市でも停電となり、ホームポンプを使っている家庭では当然のごとく水の給水が必要となりました。本市では停電時に活躍する給水車の準備は大丈夫でしょうか。給水が数時間待ちとなれば困ることです。昭和地域、飯田川地域4,500世帯では、元木山の給水タンクが24時間ほどで空になり、その後の給水ができなくなりました。ライフラインの大事な一つである水がなくては大変です。元木山の給水タンクに、停電時でも揚水できる自家発電装置の設置が必要と思われませんが、今後の対応について伺いたいと思います。

また、災害時に地域の住民の皆さんが利用する各小・中学校の耐震構造はもちろんのこと、体育館の照明や冬期では暖房も必要とされます。天王南中学校をはじめとした天王地域の各小・中学校は、体育館に照明だけでなく暖房設備も自家発電設備で利用可能ですが、このような設備はお金も随分かかると思いますが、一度にできないとしても随時設備化していくことが大事だと思います。

また、各役場庁舎の自家発電による照明と暖房は、天王庁舎は整備されておりますが、昭和庁舎は照明だけのみで、飯田川庁舎は自家発電装置はありません。整備されていない庁舎は暖房も含め必要と思われませんが、今後の市当局の対応について伺います。

また、各幼稚園、保育所も避難場所としては該当すると思いますが、子供さんの集まる場所ですので、大人用のトイレの設備等は十分ではありませんので、避難場所としては不適格ではないのかと思いますが、これについての見解についても伺いたいと思います。

避難場所となれば数日間の間、食事の提供もしなければなりません。避難場所と定めた施設が炊き出しもできる給食設備も備えているのかも問われてくると思いますが、現状ではどうでしょうか。改めて今、災害に対し、どのくらいの防災力があるのか問われております。津波を想定し、市民の皆さんはどこに避難すればいいのか、避難する場所の提示を求めています。早い時期の当局の見解を求めるものです。ハザードマップ、一人暮らしの高齢者、寝たきり、障害者など、災害弱者の把握と対策、避難所

の耐震改修の実態、学校や保育所、老人ホームなどの耐震改修の実態と対策、民間の耐震改修の進展状況と対策など、取り組むべきことはいっぱいだと思いますが、特に地震対策としては一人暮らしの高齢者の方がどのように地域の方に守られ避難することができるのか、細部にわたる日頃の対応策と訓練が必要だと思われまます。倒れた家具により逃げ出すことができないというようなことがないように、家具の転倒対策のための活動も行政、地域が取り組むべきことと思いますが、これについての今後の取り組みについても伺いたいと思います。阪神・淡路大震災後に積極的に取り組んでいる自治体もあります。

また、緊急時必要な消防職員の数は、国の基準に照らし合わせどうなのか、非常用食糧、毛布などの防寒対策なども地域差がないのか、各地域町内会でのことぶき荘での非常時の照明、暖房、水や食糧の調達体制の整備も、どの程度認識が徹底されているのか、私の提案に対する見解も伺いたいと思います。

次に、2つめの質問に入ります。

本市での救急体制医療について伺います。

去年、厚生連湖東病院は、南秋地域、昭和、飯田川地域で重要な地域医療の拠点であるにもかかわらず、医療体制が整わないとの理由から夜間の救急医療の受け入れを取りやめてしまいました。その後、地域の住民は地元行政も含め、医療体制の確立を求め、厚生連にも県に対しても大きな運動を展開してきました。今後の方向はまだ見えてきておりません。そして今年4月より湯上市の唯一の救急総合病院である藤原記念病院が夜間の救急患者の受け入れを制限する処置を発表しました。湯上広報にも掲載されましたが、改めて確認したところ、病院の窓口には「医療スタッフの不足により夜間の救急診療が一部制限されることを了承してください」との貼り紙が貼られておりました。藤原病院は、長年、地域医療に貢献してきた病院であり、患者さんは毎日いっぱいです。ご承知のように内科、消化器内科、小児科、皮膚科、外科、整形外科など診療科目は多岐にわたり、とても夜間診療を制限する病院とは思われません。今後も地域に密着した総合病院として、地域の住民の利用は絶えることはないと思いますが、夜間救急診療の一部制限がされることは残念なことであるだけでなく、救急医療を求める湯上市民にとっても不安材料です。夜間救急医療ができる病院は、組合総合病院か男鹿みなと市民病院となりましたが、男鹿みなと市民病院も完全に夜間救急患者を受け入れてくれる体制ではありません。地元には病院がありながらほかの市に救急患者を運ばざるを得ない救

急隊員はもちろんのこと、患者さんの家族の心境も複雑なものがあると思います。地域医療が崩壊しているとは思いませんが、行政当局としても地域医療の充実のため、特に今まで行ってきた夜間救急診療体制の維持・拡充のために、藤原記念病院への申し入れはもちろんのこと、関係する機関への要請や医師およびスタッフ確保のために対応を考え、行動すべきではないでしょうか。民間の病院ではありますが、潟上市民にとっては健康と命のかかっている病院です。今後の市当局の対応方について伺いたいと思います。

次に、3点め、軽自動車税の障害者減免制度について伺いたいと思います。

普通自動車は、県に自動車税を納付し、軽自動車税は市町村が税金の徴収に当たりますが、この市町村で扱う軽自動車税の障害者のための減免制度をもう少し申請しやすくするために改善できないものかということで今後の対応を伺うものです。

ご承知のように軽自動車税は、軽自動車を所持している方に課税され、4月に納付書が届きます。障害を持っている方およびその家族は、その軽乗用車の自動車税を障害の程度に応じ全額免除される制度があり、その内容は視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、上肢・下肢体幹不自由、心臓機能、腎機能などや知的障害者、精神障害者の方および生計を一にする者、または常時介護する者が運転する場合は対象となり、それぞれ対象となる障害等級が決まっております。県の場合は普通自動車の障害者のための減免を、まだ税金を賦課していない4月1日から6月末まで受け付けております。前年から引き続き車を所持している方には、減免の継続のための申請書を2月に各個人に郵送して返信での手続をしてもらい、新規の方は4月から減免の受付を行っております。本市の軽自動車税の減免制度は、継続の方も新規の方も納付書が届いてから納付日の7日前までの間に減免申請書を関係書類と一緒に提出しなければなりません。実質、1週間の間に時間を見つけて仕事のある方は休みを取って申請しなければなりません。この申請期間は少し余裕がなさすぎると思います。県の場合には3カ月の猶予、本市の場合には1週間の間での申請期間です。病気とか介護する方が多忙であったり、出張で日がない場合には大変です。減免申請期間を4月1日からの受付にし、徴収時期は県内の多くの市町村が行っている5月からの税金の賦課に条例を変えることが私は必要だと思いますが、当局の見解について伺いたいと思います。

また、前年に減免された方には、県の制度に倣って早めに継続の申請書を郵送で送るというやさしさもあっていいと思いますが、これについても市当局の今後の対応を伺います。

以上、大きく3点にわたって質問致しましたが、これで1回目の壇上からの質問を終わりたいと思います。前向きなる答弁を宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番藤原典男議員の一般質問の1つめ、本市での防災対策についてお答えを致します。

東日本大震災は、行政および市民の皆さんに大きな教訓を残しました。自然災害の想定は被害を最小限に防止するための計画であり、今回の被害は、その想定を超えたものでありました。想定を超えた事態でも対応できる力、「自らの命は自らが守る」という教訓を残し、また、我々行政にとっても初動体制および初動対応の重要性を改めて感じさせられました。

災害時対策本部となる庁舎のあり方については、災害発生時の部局横断的な迅速な対応が求められる場合には、庁舎が分散していることから全庁的な指示伝達など初動体制に遅れが生ずることが懸念されているものであります。

具体的には、危機管理の重要性が問われている中で、3月11日に発生した東日本大震災の際は、市議会定例会本会議の中の出来事であり、幹部職員が揃っていたことからすぐに対応策を協議し、情報収集に当たることができたものであります。今回は、すべての幹部職員が一同に揃っていたため、短時間に危機管理体制を執ることができたものであります。これが3庁舎に分散した状態で、仮にこのたびのような停電を伴う連絡網の不通が生じた場合、初動体制の対応や連絡調整などを統制する対策本部に集合するまでには、移動を合わせると相当の時間を要したものと思っております。場合によっては会議が開催されない可能性もあると思っております。

28年前の日本海中部地震のように、道路の陥没、堤防の崩壊、液状化現象などを誘発した場合、分庁方式では、さらに意思決定と伝達が遅れ、市民の救援や被害対策の遅れなど危機管理体制の面で最も懸念される状況に陥ったと想定されるものであります。まさにこのたびの地震災は、現状分庁方式のデメリットの一端を改めて認識させられる結果となりました。最も効率的に達成する手段として、本庁方式による新庁舎の建設を進めていくもので、安心・安全なまちづくりを目指していかなければならないと考えております。

行政の責任のもと、市民の自発的な自助・共助意識の醸成を図っていかなければならないものと思っております。この教訓を生かし、市民の避難計画の策定と防災意識の高揚、

災害時の対応方法検討のため、津波浸水区域を明確にした津波ハザードマップの作成を致します。また5月26日に地域自治会、民生児童委員が中心となり、高齢者や体の不自由な方など災害弱者とされる災害時要援護者の避難誘導訓練を実施しました。防災訓練により避難方法、避難経路等多くの課題が見つかりました。今後、自治会ははじめ市民の皆さんと話し合いを重ねるとともに、繰り返し訓練を実施することにより避難体制の確立に努めてまいります。

また、避難場所の検証を行い、自家発電機等必要な整備を図ってまいります。

また、地域の防災力向上のため、自主防災組織の組織化の推進を図るとともに防災教育への取り組みと合わせ市民の皆様にも防災意識の高揚を図るための研修会を実施してまいります。

3月11日、4月7日の災害時は、長時間の停電に見舞われました。東北電力に連絡しても、早期の復旧の目処が立たないとの回答でありました。電力と停電につきまして話し合いを行い、電力の回復の目処に関して、できる限りの情報提供を確認してまいります。市民の皆さんにも防災無線等を通じ情報提供してまいりたいと考えております。

水道施設に関しては、潟上市昭和・飯田川地区では、これまで災害時にも安定的に給水できるよう、配水池容量の確保（元木山4,000 $\text{m}^3$ 、満水時約24時間対応）と管路の耐震化に重点を置き、配水場の増設、配水幹線の整備、老朽管路の耐震管への更新などに取り組んでまいりました。また、応急給水体制、災害復旧体制などの危機管理体制の強化に努め、応急給水機材の計画的な整備を進めてきたところであります。

しかし、東日本大震災においては、市内全域で長時間におよぶ停電が発生したことにより、昭和庁舎の水量等の電子系システムが稼働できなくなったことや浄水場および送水ポンプが停止したことで配水池への送水ができなくなり、一時は昭和・飯田川地区3,500戸において2時間程度断水する事態が発生したほか、通水時に一部で濁り水も発生致しました、また、一部高台地域においては、増圧ポンプの停止により約300戸が断水しました。このような状況から、長時間におよぶ停電時の安定給水の課題として、基幹水道施設における自家発電設備や給水タンクの増設について検討しております。2 $\text{m}^3$ の給水タンクは200万円前後なので、今回の補正予算でお願いしているところでありますが、昭和・飯田川地区の自家発電は大郷守浄水場と町後送水ポンプ場で約1億1,000万円もの多額の費用を要することから、補助金等の財政支援の有無について調査しているところであります。また、町後送水ポンプ場自家発電設備の設置場所等検討しており

まして、早急に結論づけたいと考えております。

約1カ月前に東北電力秋田営業所の総務課担当課長と話し合い、大郷守浄水場と町後送水ポンプ場について、使用電力量を説明し、災害時には市民のライフラインである水道施設に対し停電時には最優先で電力供給ができるよう要望致しました。電力側からは、今後そのように対応するよう検討するとの回答を得ております。

小・中学校の耐震性が確保されていない施設については、現在、耐震2次診断を実施していますので、早期に耐震補強工事計画を整備していく方針であります。なお、小・中学校においては全部、保育園・幼稚園については一部が避難施設となっておりますが、議員ご指摘のとおり、非常電源装置が整備されていない施設など不適切な施設もあることから、地域の避難施設の明確化を図り、避難所としての機能を十分果たせるよう、施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

災害時等における停電時の各庁舎電力供給については、ご質問にもあるように天王庁舎は電気の補完設備を完備していますが、昭和庁舎は小型電力発電機であり、飯田川庁舎にあつては現在、整備されていない状況であります。各庁舎については、新庁舎建設により現庁舎の利活用の検討も今後計画しているところでありますが、新庁舎建設までの間の緊急停電時の行動計画を定める必要があります。想定される緊急時の必要電力量は、曜日や時間帯、または季節によっても差異があり、庁舎機能を維持する上で汎用型から中型、大型自家発電機のリース利用の想定に加え、今後、自家発電機の導入も含め検討してまいります。

次に、避難施設における給食設備につきましては、防災センターおよび天王地域における小学校および中学校に自家発電機が整備されていることから、活用していきたいと考えております。

次に、家具の転倒対策につきましては、広報およびホームページはもとより、各自治会、自主防災組織に対して情報提供してまいりたいと考えています。

消防職員の配備につきましては、平成12年に制定されました消防力の整備指針に照らし合わせますと、その充足率は男鹿地区消防本部で84%、湖東地区消防本部で74%となっております。災害発生等緊急時は非番職員の招集により支障のない対応に努めております。

災害用備品につきましては、防災コミュニティセンター、昭和庁舎、飯田川庁舎に分けて備蓄しております。ことぶき荘等地域集会所につきましては、避難施設として十分

検証し、随時必要備品を整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原典男議員の一般質問2つめ、本市の救急医療体制についてお答え致します。

質問にありました藤原記念病院は、現在も救急告示病院として、潟上市のみならず周辺地域の医療に貢献していただいております。ご承知のとおり、医療スタッフ等の不足により、諸事情によりまして、4月から夜間救急外来診療を制限するとの広報がされましたが、実情は夜間の救急外来は原則対応しており、救急搬送も行われております。しかし、患者さんの重症度等によっては受け入れが困難な場合もあり、救急隊と連携を取って対応していると把握しております。

いずれにしましても、湖東総合病院と同様、地域医療を担う医師の不足等、医療スタッフ不足が課題となっていることは変わりありません。救急医療を含む地域保健医療のあり方については、一自治体単独で対応することは難しく、秋田県では二次医療圏ごとに「地域保健医療福祉協議会」を設置しております。当管内は、秋田地域振興局が事務局となって、本市を含む周辺市町村および関係行政機関の職員、保健・医療・福祉・生活環境に関する団体や医療施設・福祉施設の職員、学識経験者などが委員となって、地域医療体制の把握や推進に関すること、休日夜間診療等の救急医療の確保に関することなどについて協議しているところでありますが、医師の確保等については、なかなか厳しい状況にあります。

潟上市と致しましては、地元藤原記念病院の夜間救急外来継続も含めて、市民の救急医療体制が確保されるよう、今後も協議会等で協議・検討してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原典男議員の一般質問の3つめ、軽自動車税の障害者減免制度についてお答え申し上げます。

まず本年度、平成23年度の軽自動車税の減免状況についてご説明致します。

減免申請件数については111件で、うち承認件数につきましては、身体障害者等にかかわる減免が79件、公益法人にかかわる減免が28件で、昨年度よりも9件増加しております。また、障害等級が対象範囲外であったために4件が承認となりませんでした。

ご質問の納期及び申請期間でありますけれども、納期につきましては、5月は固定資産税の納期と重なることから、納税者の負担を軽くするため現状は4月納期としているところでございます。申請期間につきましては、納税通知書の発送が3月の異動分を入力した後となるため、4月中旬頃になるのが実情でございます。本年度については、4月14日に発送しており、納期が5月2日でございますので、納期の7日前の4月25日が申請期限となり、実質的には10日間の減免の申請期間となりました。これは、他の市税、国保税、あるいは固定資産税など減免に伴うものと比較しても極端に短い期間ではありませんが、ご指摘のように前年度の対象者など減免を継続される方々には事前に申請書を送付する方向で検討してまいります。

また、5月納期につきましても、地方税法、あるいは他市町村との関係も含めながら検討してまいりますので、宜しくご理解いただきたいと思います。

終わります。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。14番。

○14番（藤原典男） まず防災対策について伺います。いろいろ質問いっぱい出しましたので、回答されたところもありますけれども、大きくって6点についてまた再質問したいと思います。

地方自治法では、地方自治体の役割を住民の福祉、生命、そして財産を守ることと謳っておりますけれども、これをいかに早く状況を把握して対応して守っていくかということが重要だと思います。そういう点では、今、市長が先ほど答弁されましたけれども、本庁方式、分庁方式の関係申されましたけれども、3月11日はご存じのようにここで議会をやっておりまして、それですぐその対応のために幹部皆さんがおりましたから対応できたわけですが、その後、4月7日にまた地震がありまして、これも停電がかなり長く続きましたけれども、3月11日はここにみんな幹部がいました。それから4月7日は余震があるということで対応はされていたと思うんですけれども、その違いはどこにあるのかと。また、対応の仕方、それから状況把握、その対応の仕方に3月11日と4月7日の違いはどこにあるのかということをもっとお聞きしたいと思います。これは根本的には、やはり何が問題なのかと、いち早く住民の財産、命を守るためには何が必要なのかということ、やはり4月7日と3月11日の関係を見ながら検証をしていかないと本当の教訓というのは生まれてこないかと、私はそう思いますので、そこら辺のことについて見解を伺いたしたいと思います。

それから、ハザードマップのことが言われました。私この中で市民に随時公表していくべきじゃないかと、いち早く公表を望んでいると思いますけれども、随時公表していくことができないのかということですね。それから、早い時期にやはりこの公表を待っていると思うんですけれども、一生懸命頑張っ、やはり今年中には、年内中には公表できないものかと、そういうことも聞きたいと思います。そしてその後、やはりこの公表された中身に対して市民がやはりいろいろ市の職員も含めて、こういう認識を深めていくというか、そのハザードマップに対する、それから避難経路とかいろいろなものに対して認識していく、そういう場も早くやはりその公の場というんですか、市民を対象とした場を設けていくべきじゃないかなと、ただ出しっぱなしでは私ほうまかないと思いますので、そこら辺の見解についても伺いたいと思います。

それから、5月26日、災害時要援護者の避難誘導訓練をやったということで、いろいろな教訓が出たみたいですが、これはこれで私は評価できると思いますが、なかなか難しいのは、じゃあ誰を助けなきゃいけないのかということでは、個人情報だから教えられないとか、町内会長さん、それから民生委員の方だけが覚えて、ほかの町内の方は知らないとかという、いろいろな制約もあると思うんです。でも、あれですね、6月17日、大仙市でこのようなことが行われているよということで新聞報道されましたけれども、それは大仙市では2009年度に70歳以上の市民2万2,000人を対象にして、同居家族の有無や健康状態などを調査して、一人暮らしの高齢者744人を災害時の要援護者に認定していますね。そしてその方に対しては、要援護者1人について3人の避難支援者を定めた個別支援計画の作成を今進めておまして、市社会福祉課によれば744人のうち504人分のその計画ができた。これを全員、8月の末まで、例えばあの町内であるの高齢者の方が大変な状況になったときは、3人がそれぞれ割り当てというか決めるということですね。これはあれですね、個人情報とかいろいろあると思うんですけれども、要するにどこが違うのかといいますと、手挙げ方式なんです。私は今こういう状況だから何かあった場合は支援していただきたい、私この人とこの人、この人をまず支援者として挙げたいけれども。」、そういう手挙げ方式でね、それはまず全部公表しているわけじゃないんですけれども、一定の把握はして、それなりにもうすぐ動けるような状態なんです。ですからこういうことも含めて行政当局としては、町内会と連絡を取り合いながら私はやっていくべきじゃないかなと思います。こういう点では潟上市の要援護者の名簿ができていのかどうかも含めて、担当の福祉部長からちょっと見解等、

取り組み等を含めて、大仙市から何を学ぶのかということも含めて見解をお願いしたいと思います。

それから、ライフラインのことですけれども、元木山、24時間しか水が大変だということで自家発電装置、つけるという方向でよろしいですね。確認したいと思います。

それで、いつ頃を目処にやるのかということも含め、それから、2カ所、大郷守から水を持ってきて、また町後の方にまた持ってきて、またタンクにやるということで2つなければいけないみたいなんですけれども、この技術的な問題があるのかどうか、広さも含めてですね、発電機の、そういうことも含めて聞きたいと思います。

それで、答弁の中では東北電力の総務担当課長と会って水道施設への潟上市への最優先をまず約束されたということありますけれども、恐らくこの中では停電時の情報、例えば今日の5時頃電力が回復しますよ、こういう情報もいただいて、市民に防災無線でお知らせしていく、そういうことも私は可能だと思いますし、そこら辺は情報提供して、防災無線に流せるような体制も今回は約束したと思うんですけれども、そこら辺についてもお伺い致したいと思います。

それから、小・中学校の耐震計画については随時進めていくということなので、それはいいとしまして、体育館の関係については、天王地域は小学校、中学校、照明も含めて暖房はできますけれども、昭和・飯田川の方は、今回予算計上されまして、とりあえずまず照明だけということになっていますが、これは市民のやはり避難所として体育館というのは、寒いときはやはりかなり冷えるものですから、将来的には避難所としての限り、暖房も使えるような発電機もやはり準備していかなければいけないんじゃないかなと思いますので、この点についても見解を伺いたいと思います。

それから、各庁舎の非常電源装置ですけれども、先ほど答えありましたが、リースにするか、昭和は照明はできますけれども暖房はできない、それから飯田川は発電装置はないということで、小型・中型含めてリースにするか、それとも購入していくかということなんですけれども、これについてもどちらの方が経済的にいいのか悪いのかも含めて、やはり今、こういう災害はいつまた来るかわかりませんので、これはやはりちゃんとした体制をとるべきじゃないかということでお伺いしたいと思います。

それから、消防職員の配備についてですけれども、男鹿消防が84%、湖東が74%という充足率というお話されました。これは職員の数そのものではないと思うんですけれども、もし職員の方がまたこれに準ずるように100%までいかないというのであれば、

やはり救急医療、もしくはレスキュー隊ということで助きたい命も助けられなくなりま  
すので、この職員の充足率についてもどうなのか、また、設備に対するパーセンテージ  
も、これでやはり私は満足するものではないと思うし、市民に対する責任を負う上では、  
男鹿・湖東含めて、これから設備要求なども市で動いていかなきゃいけないと思うんで  
すけれども、そこら辺についての見解も伺いたいと思います。

それから、救急医療のことについてですけれども、5分、10分で命がなくなる、生き  
られる、そういうやはり重要な救急病院、これはやはり潟上市としても民間の病院では  
ありますけれども、強力なやはり支援体制を含めてやっていかなきゃいけないと思いま  
す。これは私たちにできることは、やはり皆さんの、市職員も含めた友人、知人、親戚、  
家族、そういう方に看護師さん、それからお医者さんいるのかどうか、そういうことも  
含めまして、まずは職員の方がそういうつながり、つてをもう一生懸命探して働きかけ  
ていく、市全体で働きかけていく、そして藤原病院の方にもまたお願いするというよう  
なことが私は必要だと思います。重症度により搬入ができない場合もあるという回答で  
したけれども、そのようなことのないように、そういう市民ぐるみの運動も私は必要で  
はないかなと、まずは市職員からということで見解を伺いたいと思います。

それから、軽自動車税の減免についてですけれども、県は4月から6月までの減免の  
受付、本市は4月納付書がいつてからの受付となりますけれども、ここを思い切ってで  
すね、秋田県の場合は、たいてい市町村は5月の税金の賦課になっていますから、余裕  
を持ってやった方がよいのではないかと。これは条例部分ですので、条例の改正という  
ことになりますけれども、固定資産税と重なるという話もありましたが、この軽自動車  
税は年に1回のあれですね、納めればいいだけです。お金のない人にとっては大変だ  
と思うんですけれども、前々からためておいて固定資産税と一緒に払うというのも、  
これは私は可能だと思いますし、何しろ申請の期間が10日と言いましたけれども、少な  
いと思います。やはりこれ、障害を持っている、ハンデを持っているという、家族を含  
めた、本人を含めた申請ですから、普通の税金の申告、減免申請とはまた違うような意  
味があると思いますので、ここら辺についても見解を伺いたいと再度お願いします。

それから、答弁の中では前年度の対象者には事前に申請書を送付するか、もしくは納  
付書に入れておくと、そういう方法もあるということがありますけれども、これはいい  
ことなので、どちらでもいいんですけれどもいちいち来なくてもいいように、郵送を含  
めた前年度からの継続の方はそういうお知らせを郵送して、また県のように返信で返し

ていただくというような取り組みも私は是非そういうような今、回答ありますけれどもやっていたきたいなということで話ちょっと長くなりましたが、簡潔に答弁宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 14番藤原議員の再質問にお答え致します。

私から3点ほどだと思います。1つめの3月11日と4月7日の違いはということでありました。それに対しては市長も答弁しておりますが、もう少しつけ加えたいと思います。

3月11日の災害時につきましては、ご承知のとおり昭和庁舎において部課長が揃っていたことから初動体制が整っておりまして、指示伝達ができました。4月7日につきましては、3月の地震および余震が続いていたということから、職員につきましても個々にその備えがあり、職員参集による初動体制および対応に対する指示伝達がスムーズにできました。

しかし、分庁において被害が市内および市民におよんだ場合、被害に対する意志決定、指示伝達が遅れ、市民の救援および被害対策が懸念されることから、各部署が横断的な機能を持つ庁舎1つによる危機管理体制を確立する必要があると考えております。

2つめですが、津波ハザードマップを随時公表できないかということについてであります。津波ハザードマップには浸水区域だけでなく避難場所および避難経路、さらには標高等を表示することから、市民とのワークショップ、会議等の話し合いで進めたいと考えております。地図をベースに記入することから、完成しないと全戸に配布できないこともありまして、なるべく早く配布できるようにしたいと考えております。

それから、消防職員の配備についてであります。充足率につきましては、消防署のみならず分署等を総括する消防本部機能および警防や事務職を含めた充足度をあらわしたものであります。災害発生時には、災害の規模等により段階的な非番職員の招集により対応しております。なお、全職員を参集させますと、全配備車両に対応できると聞いております。

私からは以上です。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 14番藤原議員にお答えします。

先ほどの小・中学校の非常電源の際の昭和地区、飯田川地区の小・中学校に非常電源

装置がないということで、そのとおりでございます。そのことによりまして、地震による停電時の不具合を解消するというところで、今回の補正に学校に発電機を配置するという経費を計上してお願いしております。

この発電機は、照明そのもののことではないかということもございますが、そのとおりでございます。暖房器具ということになりますと、時間帯によりまして、いわゆる午前なのか午後なのか、あるいは深夜なのか、そういう場合が見込まれます。そういうことでは、例えば朝6時前に停電になっているということになれば、登校はさせないということを申し合わせしておるところでございます。そういう意味では、停電となった場合には午前に下校、あるいは午後からの場合と、いろいろその時間帯の状況によって判断しなきゃいけないということが一番大事でありまして、特に子供たちは今、学童クラブとかいろいろ終わった後にまた帰る場所がなくなる、いろんな後ろにもいろんなことがあります。そういう意味では、放課後クラブも時間帯によりまして、どうしても放課後クラブに行く子供がお父さんやお母さんが仕事をしているということで行く場合は、今回の予算にストーブを用意して計上してお願いしてあります。ですから、2段、3段、そういう形の中で今いろいろと考えております。

そしてまた、市長の行政報告にもありましたように、防災計画の避難場所というものもまた、いろいろこの後検討されてくるということもございますので、この期間の間は、できるだけ早い迅速な対応を学校を通しながら、幼稚園・保育園を通しながら網羅していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 藤原議員の再質問にお答え致します。

上水道のライフラインの質問でございます。まず、東北電力に3月11日と4月7日の停電時におきまして、何度も東北電力に、こういう事情だからお願いするというところで再度いろいろ何回も電話するわけですが、回答は市長の答弁にありましたように、東北電力に電話しても早期の復旧の目処は立たない、こういう一点張りでございます。実はうちが情報を得るのは、この東北電力だけではなくて、まずテレビとかいろんなところから情報を得たり、秋田市から情報を得たりして、ようやく電気の具合がわかるというのが現実でございます。東北電力に電話をかけたとしてもこういう状態でございますので、防災無線等を通じてうんぬんということは上水道の方では不可能でございます。

それから、大郷守の自家発電の件でございますが、実は大郷守浄水場と町後ポンプ場の自家発電、地震ありましてから早急に調べました。発電機は現在300kVAでないと大郷守浄水場、町後ポンプ場とも、いわゆる動かないという状態でございます、その増設の発電機等も合わせまして1億1,000万もの多額の金額を要すると、こういうことでございます。したがって、日本水道協会等で、いわゆる国に対しまして…。

○市長（石川光男） 元木山はいつだと、それ聞いているんだから。

○水道局長（菅原龍太郎） はい。つける方向で検討致しますが、目処はちょっと、だから1億1,000万の金額が高額でございますので、その補助金とかをにらみ合わせながら判断するというので、今すぐとかということで、いつという時期はこの場ではちょっと答弁できないと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原議員の再質問にお答えします。

私の方からは、要援護者の避難に対する対応ということですが、鴻上市で今、避難者として一人暮らし、あるいは老夫婦、こちらの方をネットを組んで認定している方が165名となっています。この方々の台帳整理を進めるとともに、あわせてその中でも本当に自力で避難することができない、こういう方についての手挙げ方式も実施してきて、この方々については14名が今、台帳に記載されています。

それから、医療体制の関係ですが、市民の方々からのご協力をというようなこと、全くそのとおりですが、また、私ども藤原記念病院が今、医師が11人、臨時医師が33人ということで、この中で当直できる医師が5人ということの状況であります。大変な当直勤務の医師が一日の次の翌日業務を終えるまで32時間のいわゆる勤務をするという状況の中で、今、救急告示病院としてやってもらっているということで、大変敬意を表したいと思っております。いずれこの問題については、先ほど来申し上げますように、一自治体として大変困難な部分もありますので、協議会等々でさらに詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原議員にお答え申し上げます。

庁舎の非常電源装置につきましては、現在、リース、あるいは購入ということで、経

済的な検討を加えているようだけれども、なるべく早くしっかりしたもので対応した方がいいというお話がありました。この庁舎、飯田川も昭和もそうですけれども、非常に規模が大きいわけでごさいます、通常のその避難場所であります集会施設等とはかなりその意味では設置する発電機そのものもかなり違うと思います。変わってくると思います。ですから、このことについては十分にこの後検討してまいりたいと考えております。

それから、あと軽自動車税の納付についてでございますけれども、現在はこの減免の期間が非常に短いということでありますので、これについては継続の方々には早めにお知らせをするということで考えております。それから、少額ではありますけれども、この納期については、いずれ納入される方々のことも十分に考えながらこの後検討していくということでご理解いただきたいと思ひます。

終わります。

○議長（千田正英） 14番、再々質問ありますか。はい、14番。

○14番（藤原典男） どうもご答弁ありがとうございました。今答弁いただいたやれることは早めに、どうか市民のために頑張ってくださいと思います。

以上です。終わります。どうもありがとうございます。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

なお、昼食時間にかかりますけれども、引き続き一般質問を続行したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしとの声です。では、5番菅原理恵子議員の発言を許します。5番。

○5番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、雨天の中、早朝より御苦勞さまでございます。

3月11日に起きました東日本大震災では、福島原発をはじめとし罹災しました親族を思ひますと他人事ではありません。

そこで、私からは次の2点を一般質問させていただきます。

まず1点め、被災者支援システムの導入・運用について。

1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した「被災者支援システム」は、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳

を作成し、被災者状況を入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など一元化に管理できるシステムです。

同システムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう2005年度に総務省所管財団法人地方自治情報センターが、地方公共団体の作成したプログラムを統一的に登録・管理し、ほかの地方公共団体が有効に活用できるように「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録しました。2009年1月17日には、総務省が「被災者支援システム Ver. 2.00」を収めたCD-ROMで、全国の自治体へ無償配布しました。このたびの東日本大震災までには、同システム導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被災した東北地方ではほとんど導入自治体はありませんでした。東日本大震災の3月18日には、民間事業者でも利用できるようにシステムの設計図であるソースコードを公開しました。

災害発生時、何よりも人命救助が最優先です。しかし、その後はきめ細かい被災者支援が求められます。中でも家を失った住民が生活再建に向けてなくてはならないのが罹災証明書です。罹災証明書を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要があります。本市においても事前に確認したところ、この3つのデータベースは独立して存在します。仮にこのたびのような大きな災害が起きた場合、本市においても大量の罹災証明書の発行が必要になると思われませんが、今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせる等、負担を強いることになりかねません。今回の震災で、改めて平時から災害時に住民本意の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっています。そのために阪神・淡路大震災の教訓と実際に裏打ちされた同システムを平時に導入・運用していくことが極めて有利だと考えますがいかがでしょうか、市長の見解をお伺い致します。

2点め、救急医療情報キットの配布事業についてでございます。

今、全国の自治体から注目を集めている救急医療情報キットの配布事業ですが、医療情報を入れたキットを冷蔵庫に保管しておき、万が一の緊急通報時に駆けつけた救急隊員がキットで患者の情報を正確に把握し、応急措置や病院搬送を迅速・適切にできるようにするのがねらいです。

東京港区が全国に先駆けて2008年5月から始め、救急医療情報キットを無料配布しています。対象は高齢者と障害者、そして健康に不安のある人なら希望すれば無料にて配

布してもらえます。キットは冷蔵庫に保管、キットの中には個人の医療情報や緊急連絡先、介護情報、避難支援カルテなども入れているようです。救急隊員が駆けつけたとき冷蔵庫を開ければキットがあり、情報を得ることができ、より迅速に搬送ができます。キットがあることを知らせるために港区では、申し込みは①緊急情報システム、②災害時要援護者避難支援、③情報キットの3点セットで受け付けているそうです。また、65歳以上の高齢人口43%、一人高齢世帯も3割近い北海道夕張市では、「救急医療情報キット命のバトン」というネーミングで、今年から試験的に導入しました。キットを手元に置く市民に実施したアンケートでも、「安心して暮らせる」、「一人暮らしなので心強い」など96%が必要だと回答しています。

キットはプラスチック製の筒状の容器で、救急隊員がすぐに目につき、扱いやすいように工夫されているようです。中に入れておくものは、かかりつけ医や緊急連絡先、持病、服用薬といった医療情報のほかに、健康保険証のコピーや診察券、本人の写真など、自治体によって様々です。キットがあることがわかるように玄関の内側と冷蔵庫にステッカーを貼って目印にしているようです。冷蔵庫に保管する理由には、ほとんどの家庭にあり、台所にあることから、救急隊員の手間を省くことで一刻を争うときに命を救うことにもつながります。また、個人情報を自分で管理することで情報を随時更新するメリットもあります。医療情報を冷蔵庫に保管するというユニークなシステムは、アメリカのポーランド市が実施する高齢者の救急対応を参考に港区が考案しました。経費が安く抑えられる上に冷蔵庫ならたいていの家にもあるし、すぐに目につく、外部に個人情報を知らせる必要もないのでプライバシーも守れると高齢化が進む地域住民の命を守る取り組みとして注目されています。本市の高齢者の割合は25.3%、要支援・要介護認定者は1,688人です。もしものときのためにも冷蔵庫に医療情報を保管する救急医療情報キット配布事業を本市でも取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上2点についてですが、ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 5番菅原理恵子議員の一般質問の1つめ、被災者支援システムの導入・運用についてお答えを致します。

今回の東日本大震災の後、それぞれの自治体では、被災された住民への的確な救護・支援と速やかな復旧・復興作業の実施が求められております。

ご指摘のとおり罹災証明の発行や避難所・仮設住宅への入退去、救援物資や義援金・

支援金の管理配布など、住民が必要とする各種支援制度を一刻も早く提供するためには、変化する被災住民の現況や家屋の被害状況を一元的に記録・管理することが必要であります。

今回の大災害をかんがみますと、自治体における各種の災害対策は、その実績を踏まえつつ事前に検討し、被害に備えることこそが重要であると考えております。阪神・淡路大震災において開発され、実績を挙げた「被災者支援システム」については、当市においても、総務省から「同システムバージョン2.00」の配布を受けております。全国配布後も同省所管の財団法人地方自治情報センターから、利便性を増したバージョンが提供され、今回の震災後に同システムを導入した被災自治体におきましても、速やかな罹災証明の発行やその他の支援における申請手続の一本化といった効果があったと伺っております。

現在、財団法人地方自治情報センターのホームページにおいて、同システムを体験できるデモサイトを提供していることから、今後、庁内において既存電算システムとの適合性や導入した場合の利便性、そしてその費用について検証を進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解のほど、お願い申し上げます。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 5番菅原理恵子議員の一般質問の2つめ、救急医療情報キットの配布事業についてお答えします。

冷蔵庫に医療情報を保管する救急医療情報キットの配布事業についてのご提案ですが、この事業の内容については、高齢者や障害者などの安全・安心を確保することを目的にかかりつけ医、薬剤情報、持病などの医療情報や診察券写し、健康保険証写しなどの情報を専用の容器に入れ、自宅に保管しておくことで万一の救急時に備えるものであります。本市ではこの事業を平成19年度に「連絡カード」を作成して、老人クラブ会員約5,000人全員に配布した経緯があります。この連絡カードの内容は、かかりつけ医、血液型、持病・後遺症、常備薬、介護認定の有無、介護保険担当マネージャーなどを記載し、それを冷蔵庫内か目につきやすいところに貼り付けるというものであります。この事業については、老人クラブ連合会が市からの補助金であります健康づくりリーダー養成事業補助金でもって実施し、市と老人クラブ連合会の共同事業として実施したものであります。

また、平成22年度には、飯田川地区民生児童委員協議会が70歳以上の一人暮らし老人

115人を対象に医療キットの配布事業を行っております。

以上のように、本市においては、既に老人クラブ連合会や地区民協において独自に医療キット事業に取り組んでいるところでありますが、今後さらに天王地区や昭和地区においても高齢者や障害者の方々の医療情報等が迅速に把握でき、救急時に対応できますよう、この事業の普及・推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 5番、再質問ありますか。5番。

○5番（菅原理恵子） 市長、前向きのご答弁、本当にありがとうございます。コスト面でも何と申しますか本市で住基関連システム機器を購入した際に、先日職員によるプロジェクトチームを立ち上げたとの報告を受けました。それで優秀な職員もいらっしゃるの、そのシステムを立ち上げるのに、その職員を使えば、「使えば」という言い方はちょっと語弊ある言葉ですが、使えばコスト面ではゼロという事例も出ておりますので、是非その方を本当に進めていただきたいなと思っております。

本当に先ほどの東日本大震災でのこのシステムですか、支援者システムは、本当に前向きに検討を本当にしていただいて、一日も早く立ち上げていただきたいなと思っておりますので、その点宜しくお願い致します。

2点めの医療キットでございますけれども、先日、高齢福祉課にお邪魔した際に老人クラブ連合会が連絡カードとして冷蔵庫に貼ってありますというのを私、現物見させていただきました。そういうふうに進んでいらっしゃるんだなと思いましたが、冷蔵庫に貼っておくという、やはりどこにその紙がいったかわからなくなる状態になるときもあるかと思うんです。その点、この救急医療情報キット、筒状のものなんですけれども、男鹿の北浦では民生児童協力員が去年の5月にそのキットをやりましたという新聞、去年の新聞なんですけれども載っていました。プラスチック製の筒状のものを、本当にホームセンターで買ってきましたということです。本当にホームセンターで購入するので、低コストで購入できるということで、とにかく冷蔵庫に入れておけばなくなるという心配はなくなると思うんです。冷蔵庫に貼っておけば、本当にマグネットで貼っておいたって、何らかの拍子で取れちゃう場合もあると思いますので、この点ちょっと前向きな検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 菅原理恵子議員の一般質問の再質問1点めでございますが、このシ

STEM導入の際には職員の活用を大いに図ってほしいということですが、本市でも有能な職員がおりますので、ひとつ大いに活用していきたいと思えます。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 菅原議員の再質問にお答えします。

この救急医療情報キットとして、いわゆるその筒状のものを、冷蔵庫に保管できるようなそういう仕組みのものにして、私どももそのことの方が同じカードで貼り付けるよりも、そちらの方が有効だと思いますので、事業展開についてはそちらの方向で考えていきたいと思っています。

○議長（千田正英） 5番、再々質問ありますか。はい、5番。

○5番（菅原理恵子） 質問ではございません。本当に前向きなご答弁ありがとうございました。先々の用心で本当に是非とも早急に実現をしていただければと思います。宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） これをもって5番菅原理恵子議員の質問を終わります。

以上で、一般質問はすべて終了致しました。

本日の日程はこれで全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、明日22日水曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもお疲れさまでした。

---

午前11時42分 散会

